

グループホーム・ケアホームの支援に関する実態調査報告

「もっとかかわりたいのに！」 グループホーム等の支援はもう限界！

障害者も労働者も、生きたい・暮らしたい・輝きたい！

NPO法人大阪障害者センター 障害者生活支援システム研究会

国の報酬では、労働者を「最賃で1名」しか雇えない！

グループホーム・ケアホームで働く職員の賃金について、大阪府の最低賃金731円を基準に試算した。22時～5時までの勤務を「深夜業務」とした場合、時給731円で、かろうじて介護報酬（障害程度区分4、利用者6人とした場合）と同等レベルの賃金となった。

1日の施設運営に必要な賃金	23501.73円
ケアホーム報酬額（区分4、利用者6人の試算）	26940円

（賃金計算方法）22時～5時までの勤務を「深夜業務」とした場合

- 1) 5時～22時までの勤務は「所定労働時間」とみなし、時給731円（大阪府最低賃金）で計算する。
- 2) 5時～22時の間における「残業時間」は超過業務として、時給731円×1.25=913.75円で計算する。
- 3) 22時～5時までの勤務は「深夜業務」とし、時給731円×1.25=913.75円として計算する。
- 4) 22時～5時の間の「残業時間」は、時給731円×1.5=10965.5円として計算する。
- 5) 以上1)～4)の合算を一施設当たりの必要賃金として計算する。

※ 報酬額には、夜間支援体制加算等の加算も加えて算出。

1日の労働時間は11-12時間 サービス残業？も当たり前？

グループホーム・ケアホームに勤務する職員の労働時間は、平均11.48時間であった。勤務形態別で調べたところ、正規職員では12.09時間、非正規常勤では12.11時間、非正規職員は10.86時間となった。もっとも長い勤務時間は25時間（正規職員）であり、非正規常勤、非正規職員でも最長24時間勤務を行った者がおり、かなりの長時間労働を強いられている実態が明らかになった。

	全体	正規	非正規常勤	非常勤
平均労働時間	11.48	12.09	12.11	10.86
最長	25	25	24	24.00
最短	1	1	1	1.5

夜間支援も「宿直」とは言えない、実際の業務！

22時-6時までの具体的業務（注）の平均時間は1.26時間、最長で9.08時間であった。また、深夜業務時間が1時間を超える施設が32か所（約41.56%）と半数近くにのぼっており、職員の労働負担の大きさがうかがえる。

22時-6時までの具体的業務時間

	時間
平均	1.26
最長	9.08

深夜業務時間とホーム数

深夜業務時間	ホーム数	%
0分	26	33.77
5-29分	10	11.69
30-59分	10	12.99
60-119分	18	23.38
120分以上	14	18.18

（注）具体的業務は、宿直・管理・待機業務を除く、基本的生活直接援助及び見守り、基本的生活間接援助及び見守り、健康管理、医療行為、記録等を集計している。

経営者もこれ以上は頑張れない！人件費率は、もう限界！

国報酬に占める人件費の割合(国報酬総額に対する人件費額の割合)は、04年度71.70%、05年度88.59%、06年度上半期には100.11%までになっている。障害者自立支援法に移行してから国報酬では人件費しか出せない状況になっている。

利用定員一人当たりの人件費月額（人件費額を利用定員、12ヶ月ないし6ヶ月で除した）は、04年度63,788円、05年度80,424円、06年度上半期87,182円と、障害者自立支援法に移行してからもわずかにしか増えていない。すなわち、削られた国報酬額の範囲内で、かろうじて利用者一人当たりの人件費（人員）を維持していることになる。

年度	04年度	05年度	06年度上半期
国報酬額	24か所	30か所	31か所
(ホーム箇所・利用定員・総計額)	104人	143人	167人
	111,026,200円	155,798,410円	87,258,647円
自治体単独補助額	4,711,460円	22,176,890円	10,228,282円
人件費	79,607,780円	138,008,360円	87,356,768円
人件費率	71.70%	88.59%	100.11%

○事業所月額収支状況
国報酬額(893,198円)だけでは、人件費(941,719円)すら賄えない。

収入(単位:円)	支出(単位:円)
国報酬額 893,198	人件費 941,719
府 加算額 119,882	
利用者負担額 29,226	その他支出 235,430
被扶養者自己負担額 134,943	
合計 1,177,149	合計 1,177,149

(注) 1事業所あたり
・平均利用日数:27.1日
・平均利用者数:3.8人
(複合、中該者無く)

2008年8月大阪府要望書の資料より抜粋

利用者負担も、もう限界！年金だけでは暮らせない、さまざまな負担！

利用者負担金は、平均62,000円となっているが、最小値は36,703円、最大値は151,000円で、生涯年金8万円も上回る徴収金を設定しているホームも複数ある。これについては、家族の補填によって賄われていると考えられる。

また、利用者の小遣いは、「5000円未満」(25.1%)、「5000～10000円未満」(38.57%)という結果であり、成人期の豊かな暮らしを送るための経済所得は、十分に保障されていない。

利用者負担金合計

	度数	有効%
有効 5万円未満	27	35.5
5万円以上8万円以下	42	55.3
8万円以上	7	9.2
合計	76	100.0
合計	77	

なぜこうも格差が？高齢者と障害者ホームの扱い

- ▷ 高齢者の制度でも、「認知症対応型共同生活介護」としてグループホームの制度がある。
- ▷ グループホームの制度は、制度創設時から、高齢者は「介護型」、障害者は「自立型」とされ、その制度内容には大きな開きがあった（たとえば、高齢者は創設時から施設整備費に適応されていたが、障害は最近になってやっとその対象となった）。
- ▷ 認知症高齢者のホームの場合は、平成18年4月から、介護保険法の改正で、「一人以上の夜勤勤務者の配置」が義務づけられるなど、労働法規遵守の見直しが行われてきた。また、日中・夜間の支援をベースにしている。
- ▷ ただし、高齢者のホームもこうした改正でも運営の厳しさが指摘されている。
- ▷ しかし、実際の障害者への支援が、こうした考え方と極端に異なるっていることは、理解できない。

		日額単価
共同生活介護	区分2	210
共同生活介護	区分3	273
共同生活介護	区分4	300
共同生活介護	区分5	353
共同生活介護	区分6	444
共同生活援助		171
共同生活援助		116

	日額単価
要介護1	831
要介護2	848
要介護3	865
要介護4	882
要介護5	900

なぜこうも格差が？居宅介護の実態とも大きな開きが

- ▷ 居宅介護との比較でも大きな差異が生じている。
- ▷ 結局、現在のホームの形態では、実際の介護ができていないことから、マンションなどを共同で借り上げ、居宅介護を使うことで暮らしをつくっている、身体障害者のグループなどもあるのではこのためである。
- ▷ とくに、専門的で長時間の介護を必要とする身体障害の方たちは、現行の制度でホーム適用されれば、到底生活は成り立たなくなる（実際、単身生活で月500時間を超えるサービス支給例もある）。
- ▷ また、たとえ家族がいても、実際の介護支援を受けられる居宅介護の現状で言えば、あまりにホーム制度の貧弱さが浮き彫りとなる。
- ▷ しかし、実際の障害者への支援が、こうした考え方と極端に異なることは理解できない。

		日額単価
共同生活援助		171
共同生活援助		116
共同生活介護	区分6	444
共同生活介護	区分5	353
共同生活介護	区分4	300
共同生活介護	区分3	273
共同生活介護	区分2	210

身体 介護	30分未満(230単位)
	30分以上1時間未満(400単位)
	1時間以上1時間30分未満(580単位)
	1時間30分以上2時間未満(655単位)
	2時間以上2時間30分未満(730単位)
	2時間30分以上3時間未満(805単位)
	3時間以上(875単位に30分を増すごとに+70単位)
家事 援助	30分未満(70単位)
	30分以上1時間未満(150単位)
	1時間以上1時間30分(225単位)
	1時間30分以上(295単位に30分を増すごとに+70単位)

それでも不十分な支援の実態

その ホームの生活支援は、多面的な要素を持っている。また、夜間だけではない暮らしへの支援

- ▷ ホームでの利用者の生活や運営を支えるためには、直接利用者にかかわること以外にも、多くの支援が行われている。いずれの時間帯においても、「記録・申し送り」や「事務作業」など、実務的作業に多くの時間が割かれていることが明らかになっている。
- ▷ 出勤後の時間帯にも、家事的支援や買い物などの業務や、関係機関との連絡調整や職員会議など、さまざまな業務が行われることで、安定的な利用者の暮らしが支えられているのである。

業務内容/時間帯	早朝 6-8	日中 8-18	夜間 18-22	深夜 22-6
基本的生活身体的介護	2378	3118	4327	989
基本的生活見守り	1928	2540	4484	1080
家事的援助	5047	10046	6144	1027
家事的援助見守り	333	878	1102	180
健康管理	158	729	358	20
医療行為	298	272	682	25
コミュニケーション(談話)	575	1940	3650	175
相談	10	518	315	90
就労支援	0	0	10	0
日中活動	0	210	0	
余暇支援	0	175	290	10
金銭管理	0	125	165	5
他機関との連絡・調整	0	866	55	0
家族との連絡・調整	0	235	50	60
記録・申し送り	385	2947	1680	585
事務作業	15	2757	415	130
会議	0	2520	60	0
研修	0	295	0	15
宿直・管理・待機	595	1510	2580	30542
障害への対応	75	240	280	265
見守り	415	547	990	585

それでも不十分な支援の実態

その 暮らしの支援は、分化されない総合的支援、さらに医療的な配慮も加わって・・・

利用者の命や健康は、支援員が日々「健康管理」や「医療行為」を行うことによって保たれている。

そのなかには、「投薬」や「便つまりとり」など医療の専門家が担うべき内容も含まれているのも実状である。

現在のグループホームやケアホームにおいては、障害的に重度の利用者を受け止めているのが実態であり、それに対応できる専門職の配置が緊急の課題である。

グループホーム等で行われている健康管理・医療行為

健康管理

医療行為

健康管理	つめきり
耳掃除	便つまりとり
体温測定	口腔ケア
通院支援	目薬投与
体重測定	血圧測定
服薬準備	薬を塗る
服薬管理(服薬チェック・声かけ・見守り)	ひげそり
尿量確認	
室内運動への声かけ	
マッサージ(顔/足) 足を踏む	
健康診断の整理	

それでも不十分な支援の実態

その チームでの支援を確立するための会議すらもてない。

- ▷ 職員間の引き継ぎ方法としては、ほとんどが「ノート」によるもので、「電話」と回答したのは約6割、「対面」と回答したのは、重度のホームにおいても約3割にとどまっている。
- ▷ 会議の頻度としては、有効回答数64ホーム中、「無」が1ホーム、「週に1回程度」が12ホーム、「ついて1回程度」が41ホーム、「2,3ヶ月に1回程度」が10ホームとなっており、月に1回程度が最多となっている。月に1回では、利用者の様子の変化や日常的な運営内容について周知徹底するのは困難であり、職員がチームでの支援を円滑に行うことはむずかしい。

障害程度分類		ノート	電話	対面
軽	字数	25	15	8
	有効%	100.0	60.00	32.00
中	字数	21	13	7
	有効%	84.00	52.00	28.00
重	字数	24	14	8
	有効%	88.89	53.85	29.63

「もっとかかわりたいのに！」支援者の思い

職員がもっと時間をかけたかったと思う業務

- 第1位 コミュニケーション（35人）
- 第2位 家事的援助の見守り（10人）
- 第3位 基本的生活場面での見守り（8人）

やり残した業務・もっと時間をかけたかった業務ともに、「コミュニケーション」（談話）がもっとも多い。自由記述のなかでも「とくに夕方が夕食の調理や入浴介助等で業務に追われてしまうことがあるが、利用者一人ひとりに耳を傾け、不安定な利用者にはしっかり向き合い、話す時間が必要だと感じた」「もう少し、体調や様子を汲んで、Aさんの援助に時間をかけたかった」というように、家事的業務や身体的介護などの日常生活を送るうえでのルーティン業務に多くの時間がとられ、利用者とのコミュニケーションに時間を割くことができない実態が表されていた。

また、「絵の好きな利用者と一緒に絵を描きたい」というように、利用者の生活の質の向上を志向した支援や、「Yさんとタンスの整理、服のたたみ方や部屋の掃除の仕方をゆっくりと教えられる時間があればと思った」と利用者の自立を促す支援を行いたいという思いが表された自由記述も多々あった。

調査から見えてくるもの

(1) 国報酬額の大幅減がもたらしているもの

- 1) 職員数増が要請されているなかでの利用者一人当たり国報酬額の大幅減
- 2) 職員一人当たりの入件費減がもたらしているもの
① 非常勤化、② 正規職員の連続性維持のための仕事増、③ 夜勤の「宿直化」

(2) グループホーム・ケアホームの現状を支えているもの

- 1) 利用者・家族にあっては、これまでの生活実績が維持
- 2) 職員の身と心を削っての労働で現状維持

(3) 緊急に是正すべき課題 現行の支援実際を人間らしい労働として保障を

- 1) 現行の支援実際を明らかに
- 2) 緊急に少なくとも是正すべき課題
① 国報酬単価の3~4倍化を、② すべての職員の「週2~3時間の会議保障」「引き継ぎ30分保障」を、
③ すべての利用者が「その他生活費」を少なくとも2~3万円確保できるように

(4) 個別のいくつかの課題

- 1) 日中の生活支援もできる体制を
- 2) 単一に身体障害をもつ人もグループホーム・ケアホームを利用できるように
- 3) 生活面でとくに配慮を必要とする人を受け入れるグループホーム・ケアホームのモデル事業を
- 4) 精神障害者の退院促進型グループホーム・ケアホームへの固有な配慮を

調査からの緊急提言

障害者グループホーム・ケアホームの報酬単価を3~4倍にすること
必要に応じて、日中・夜間の勤務配置ができるようにすること。

暮らしの場での利用料負担を廃止すること。

地域での生活を保障するために、家賃補助制度を創設すること。

障害者の暮らしの質向上のために、支援者が最低週2~3時間程度、研修や会議の時間が保障される報酬単価にすること。

調査の方法と特徴

パイロット調査

パイロット調査として、一定規模の事業所について、基礎データのアンケート及び、利用者・世話人・家族を対象とした個別インタビュー方式の聞き取り調査、サービス管理者に対し、困難事例等の聞き取り調査を実施した。

本調査について

〔調査内容〕

タイムスタディ調査：各ホームの具体的業務内容及び支援時間の把握を行う調査

生活支援業務調査：抽出ホームにおける支援内容の具体的中身を把握するための調査

〔調査日〕

タイムスタディ調査：2008年7月7日

生活支援業務調査：2008年7月11日17:00～7月12日17:00

〔調査対象事業所〕

主として、きょうされん大阪支部グループホーム部会加盟事業所及び若干の協力事業所

〔回答事業所数〕

77ホーム、195名の支援員から回答

〔回答事業所の特徴〕

大阪を中心に、主として、知的障害者を対象としたケアホーム（平均障害程度区分は4以上という比較的重度障害者への支援ホームが中心）